私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第

　４条第１項第１号から第１０号に掲げる

　　１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　２　１年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は法第４条第１項第２号イから

　　　ワに掲げる罪を犯して１年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終

　　　わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

　　３　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公

　　　安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

　　４　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

　　５　心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家

　　　公安委員会規則で定めるもの

　　６　法第２６条第１項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日か

　　　ら起算して５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にお

　　　いては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前６０日以内に当該

　　　法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、

　　　相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を

　　　執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する

　　　ものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から起算し

　　　て５年を経過しないものを含む。）

　　７　法第２６条第１項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び

　　　場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日

　　　までの間に法第１０条第１項第１号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業

　　　の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して５年を

　　　経過しないもの

　　８　法第４条第１項第６号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は法第１０

　　　条第１項第１号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止に

　　　ついて相当な理由がある者を除く。）の同号の公示の日前６０日以内に役員であっ

　　　た者で当該消滅又は返納の日から起算して５年を経過しないもの

　　９　法第４条第１項第６号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る風俗営業

　　　を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分

　　　割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の同号の公示の日前

　　　６０日以内に役員であった者で当該分割の日から起算して５年を経過しないもの

　　10　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（風俗営業者の相続人で

　　　あって、その法定代理人が法第４条第１項第１号から第９号及び第１１号のいずれ

　　　にも該当しない場合を除く。）

　のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

 　　　令和　　年　　月　　日

 　福岡県公安委員会　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名